

広島県小学校理科教育研究会

広島県小学校教育研究会理科部会会則

【名称】

第1条 本会は、広島県小学校理科教育研究会・広島県小学校教育研究会理科部会と称する。

【目的】

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、本県における小学校理科教育の振興を図ることを目的とする。

【事業】

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会・講習会等の開催
- (2) 研究調査の実施
- (3) 研究成果についての刊行物の出版
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

【会員】

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内小学校の教職員で構成し、広島県の各郡市に支部を置く。

【入会】

第5条 会員になろうとする者は、別に定めるところにより部会長に申し出る。

【役員】

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 常任理事 | 若干名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 監査 | 2名 |
| (6) 幹事 | 若干名 |

2 部会長、副部会長、常任理事、監査は、理事会の推薦による。幹事は、会長が委嘱する。

3 部会長、副部会長については、校長の職にある者とする。

【役員職務】

第7条 役員職務は、次の通りとする。

- (1) 部会長は、本会を代表し{会務を統括する。

- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたとき、その職務を代理又は代行する。
- (3) 常任理事は、本会の会務を分担執行する。
- (4) 理事は、本会の会務に参画する。
- (5) 監査は、会計を監査する。
- (6) 幹事は、事務的な会務を処理する。

【任期】

第8条 役員任期は1年とする。ただし、欠員又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

【会議】

第9条 会議は、常任理事会及び理事会とし、年1回以上開催し、部会長がこれを召集する。

- 2 常任理事会は、部会長、副会長、常任理事で構成する。
- 3 理事会は、第7条に定める役員で構成する。

【会計】

第10条 本会の運営経費は、助成金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の事業(会計)年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

【事務局】

第11条 理事会において別に定める学校に事務局をおく。

- 2 事務局長並びに事務局に関わるその他の役員は部会長が委嘱する。

【除名】

第12条 会員が、教育研究会及び理科部会の目的に反する行為を行った場合、理事会の4分の3以上の賛成により除名することができる。

【会則改正】

第13条 この会則の改正は、役員4分の3以上の同意及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

附則 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

- 2 この会則は平成12年6月17日から施行する。